



平成30年6月8日

関東運輸局

## 一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、平成28年9月16日、同年9月30日及び同年10月26日監査を実施。その結果、平成30年6月8日付けをもって、同社に対する貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を下記のとおり行ったのでお知らせします。

## 記

## 1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：株式会社 蓮見運輸（旧：株式会社 エフ・ティー東関東）
- ・ 主たる事務所の位置：千葉県松戸市二十世紀ヶ丘萩町124-2
- ・ 代表者名：蓮見 義和

## 2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の足立営業所（埼玉県八潮市八潮4丁目28番13号（旧：埼玉県八潮市大原469-1））について、30日間の事業停止及び110日車（5両×22日）の車両停止処分。

## 3. 違反行為の概要

平成28年9月16日、同年9月30日及び同年10月26日に当該事業者（足立営業所）に対し監査を実施したところ、乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）他9件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

その結果、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局公示）記4及び5（1）に定めるところによる「事業停止及び輸送施設使用停止処分」に該当することとなったことから、貨物自動車運送事業法第33条に基づき、一般貨物自動車運送事業の全部停止及び輸送施設の使用停止処分としたものです。

## 《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：沖田、植野

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

## 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成30年6年8日
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	株式会社 蓮見運輸(旧:株式会社 エフ・ティー東関東)
	代表者名 蓮見 義和
	千葉県松戸市二十世紀ヶ丘萩町124-2
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	足立営業所
	埼玉県八潮市八潮4丁目28番13号 (旧:埼玉県八潮市大原469-1)
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分110日車
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項
(6) 違反行為の概要	<p>救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、平成28年9月16日、同年9月30日及び同年10月26日監査を実施。10件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5) 運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6) 運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8) 運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9) 事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(10) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 41点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 45点